

令和7年12月9日招集

令和7年第9回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第126号 琴浦町浦安駅北待合所条例の制定について	1
議案第127号 琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	2
議案第128号 琴浦町税条例の一部改正について	3
議案第129号 琴浦町印鑑条例の一部改正について	4
議案第130号 琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5
議案第131号 琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
議案第132号 琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	7
議案第133号 令和7年度琴浦町一般会計補正予算（第7号）	8
議案第134号 令和7年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）	14
議案第135号 建設工事委託に関する変更協定の締結について〔令和7年度ゴリン橋架替工事協定〕	16
議案第136号 建設工事請負変更契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕	17

令和7年12月定例議会 議案概要		担当課	企画政策課	種別	条例
議案番号	議案第 126 号	議案名	琴浦町浦安駅北待合所条例の制定について		
目 的	今年度、浦安駅北待合所の整備を進めており、施設利用開始に向け条例を制定するもの。				
内 容	<p>1 概要</p> <p>J R 西日本による旧駅舎撤去に伴い、公共交通機関利用者の利便性の向上及び地域振興を図ることを目的に浦安駅北待合所を整備している。令和 8 年 3 月 11 日から利用を開始する予定のため、条例を制定するもの。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>(1) 設置について (第 1 条)</p> <p>公共交通機関利用者の利便性の向上及び地域振興を図るため、浦安駅北待合所を設置する。</p> <p>(2) 名称及び位置 (第 2 条)</p> <p>名称 琴浦町浦安駅北待合所</p> <p>位置 琴浦町大字徳万 266 番地 2</p> <p>(3) 管理 (第 3 条)</p> <p>施設の管理は町長が行う。</p> <p>(4) その他 (附則)</p> <p>施設の利用開始予定である令和 8 年 3 月 11 日から施行する。</p>				
補足事項	施行期日 令和 8 年 3 月 11 日				

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第127号	議案名	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について			
目的	自治体情報システム標準化対応に伴い、琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定を改正するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、標準化仕様に適合したシステムへの移行にあたっては、本町の住民基本台帳に登録されていない住登外者を管理するための「住登外者宛名番号管理機能」の実装が求められている。</p> <p>標準化仕様で、「住登外者宛名番号管理機能」においても個人番号を管理することが定められたが、住登外者に関する事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく事務（法定事務）に該当しないことから、個人番号の独自利用を行う事務として本条例に規定するために、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 独自利用事務の追加【条例別表第1（第4条関係）】</p> <p>独自利用事務として、個人番号の利用範囲を定める別表第1に「住登外者宛名番号管理機能」による住登外者の情報の管理に関する事務を規定する。</p> <p>(2) 既存の独自利用事務と住登外者宛名番号管理機能の情報連携（庁内連携）の追加【条例別表第2（第4条関係）】</p> <p>既存の独自利用事務について、執行機関が保有する「住登外者宛名情報」を連携できる情報として規定する。</p> <p>(3) 執行機関間での住登外者宛名番号管理機能の情報連携（庁内連携）の追加【条例別表第3（第4条関係）】</p> <p>各執行機関が保有する「住登外者宛名情報」について、執行機関相互で連携できる情報として規定する。</p>					
補足事項	公布の日から施行する。					

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例											
議案番号	議案第128号	議案名	琴浦町税条例の一部改正について														
目的	身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免対象となる車の所有者を拡大するもの。																
内 容	<p>1 概要</p> <p>身体障がい者の生活の質の向上に資するため、18歳以上の身体障がい者の生計同一者が所有する車について、軽自動車税種別割の減免対象となるよう改正を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第90条第1項第1号関係</p> <p>①18歳以上の身体障がい者の場合は、本人所有の軽自動車等が減免対象となっているが、生計同一者所有の軽自動車等も減免対象となるように改正する。</p>																
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">減免対象の軽自動車等の所有者</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18歳以上の身体障がい者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">本人 または 生計同一者</td> <td style="text-align: center;">本人</td> </tr> <tr> <td>18歳未満の身体障がい者</td> <td style="text-align: center;">本人 または 生計同一者</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td style="text-align: center;">本人 または 生計同一者</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「身体障がい者等」の語句等を整理する。</p>						区 分	減免対象の軽自動車等の所有者		改正後	改正前	18歳以上の身体障がい者	本人 または 生計同一者	本人	18歳未満の身体障がい者	本人 または 生計同一者	精神障がい者
区 分	減免対象の軽自動車等の所有者																
	改正後	改正前															
18歳以上の身体障がい者	本人 または 生計同一者	本人															
18歳未満の身体障がい者		本人 または 生計同一者															
精神障がい者		本人 または 生計同一者															
補足事項	施行期日 令和8年4月1日																

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	町民生活課	種別	条例
議案番号	議案第129号	議案名	琴浦町印鑑条例の一部改正について			
目的	<p>窓口において、印鑑登録者本人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合で、官公署が発行した顔写真つき本人確認書類の提示により、本人確認ができるときは、印鑑登録証の提示を省略し、申請者の利便性の向上を図るもの。</p> <p>また、条例中の条文引用に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。</p>					
内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 現在は、窓口において印鑑登録証明書の交付申請時に、印鑑登録証の提示を求めている。今回の改正により、印鑑登録者本人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合で、官公署が発行した顔写真つき本人確認書類の提示により、本人確認ができるときは、印鑑登録証の提示を省略することを可能とし、申請者の利便性の向上を図るもの。</p> <p>(2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正に伴い、本町条例中の条文引用に条ずれが生じたため、所要の改定を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 琴浦町印鑑条例第13条中の「、印鑑登録証を提示し、別に定める」を削除する。</p> <p>また、第13条の2中後段の「ただし、～。」を「ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、町長が適当と認める書類の提示を求めて、当該申請をしたものが本人であることの確認を得たときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。」に改める。</p> <p>※当該事務は国通知である「印鑑登録証明事務処理要領」により示されており、「印鑑登録証」は本人が登録印を管理していることの証明であるため登録証自体の廃止はできない。</p> <p>(2) 琴浦町印鑑条例第14条中「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロ」を「同法第12条の2第4項第3号ロ※①」に改める。</p> <p>※①「移動端末設備(携帯電話やスマートフォン)」のことであり実質的内容の変更を伴わない。</p>					
補足事項	この条例は、公布の日から施行する。					

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	子育て応援課	種別	条例																							
議案番号	議案第130号	議案名	琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について																										
	議案第131号		琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について																										
目的	令和8年4月から乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が新たな給付制度として全国一斉に実施されることに伴い、所要の改正を行う。																												
内容	<p>1 概要</p> <p>令和6年に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和8年度以降、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が「乳児等のための支援給付」として全国一斉に実施されることに伴い、以下の条例について、所要の改正を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ○琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：認定こども園等の施設において、認定こども園等に入所していないこどもに適切な遊び・生活の場を与えるとともに、こども及びその保護者の心身の状況・養育環境等を把握するための面談や、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業。 ・実施施設：認定こども園、保育所、家庭的保育事業所等 ・対象となるこども：0歳6か月～満3歳未満の未就園児 ・利用可能時間：こども一人当たり「月10時間」を上限 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労要件あり</td> <td colspan="6" style="background-color: #e1f5fe;">保育施設（認定こども園、保育所等） ※小学校就学まで</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">就学</td> </tr> <tr> <td>就労要件なし</td> <td colspan="3" style="border: 2px dashed red; background-color: #ffe0e0;"> こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月10時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満 </td> <td colspan="3" style="background-color: #e8f5e9;"> 教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園） ※満3歳から小学校就学まで </td> </tr> </tbody> </table>							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～	就労要件あり	保育施設（認定こども園、保育所等） ※小学校就学まで						就学	就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月10時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満			教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園） ※満3歳から小学校就学まで		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～																						
就労要件あり	保育施設（認定こども園、保育所等） ※小学校就学まで						就学																						
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月10時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満			教育・保育施設 （認定こども園、幼稚園） ※満3歳から小学校就学まで																									

	<p>2 主な改正内容（事業の追加及び表記の追加）</p> <p>（1）琴浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例名に「特定乳児等通園支援事業」を追加。 ・ 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準として関連事項を追加。（第4章、第53条～第83条） <p>（2）琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例名に「特定乳児等通園支援事業」を追加。 ・ 特定乳児等通園支援事業の区分並びに設備等に関する基準として関連事項を追加。（第6章、第49条～第55条） ・ 雑則を追加。（第56条） ・ 利用乳幼児等の健康診断に関する項目を追加（第17条）
<p>補足事項</p>	<p>施行期日 令和8年4月1日</p>

令和7年12月定例議会 議案概要		担当課	子育て応援課	種別	条例
議案番号	議案第131号	議案名	琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
	議案第132号		琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
目的	児童福祉法の改正により「地域限定保育士制度」が一般制度化されたことに伴い、所要の改正を行う。				
内容	<p>1 概要</p> <p>児童福祉法の改正により、国家戦略特別区域での特例措置であった「地域限定保育士制度」を一般制度化し、特定の都道府県又は政令指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度が創設されたことに伴い、以下の条例について、所要の改正を行うもの。</p> <p>○琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>○琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>2 改正内容（資格に関する規定の追加）</p> <p>(1) 琴浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育士」の表記に「地域限定保育士」を追加 (第23条、第29条、第31条、第44条、第47条) <p>(2) 琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育士」の表記に「地域限定保育士」を追加 (第10条) <p>3 参考</p> <p>(1) 「地域限定保育士」について</p> <p>「地域限定保育士」は、試験を実施した都道府県等のみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能。</p> <p>(2) 今後地域限定保育士試験の実施を予定している都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規実施予定：滋賀県、三重県、和歌山県、岡山県、鳥取県、福岡県 ・特区からの継続実施：神奈川県、大阪府、沖縄県 				
補足事項	施行期日 令和8年4月1日				

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算													
議案番号	議案第133号	議案名	令和7年度琴浦町一般会計補正予算(第7号)																
目的	田越・笠見地区浸水対策事業、防災行政無線システム維持管理事業、湧水対策等緊急事業補助金、浦安駅北待合所整備事業、地域経済変動対策資金利子補給事業等、各種事業を追加するもの。																		
内容	1 補正額 [単位：千円]																		
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,694,804</td> <td>43,313</td> <td>13,738,117</td> </tr> </tbody> </table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	13,694,804	43,313	13,738,117							
補正前予算額	補正額	補正後予算額																	
13,694,804	43,313	13,738,117																	
内容	2 主な追加内容																		
	<p>歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p style="text-align:right">[単位：千円]</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>18,764</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td>2,052</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>2,702</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9,995</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,313</td> </tr> </tbody> </table> <p>歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。</p> <p>(1) 田越・笠見地区浸水対策事業 [11,400千円]</p> <p style="margin-left:20px;">ア 事業説明 放水路新設工事及び農業用排水路改修工事の支障となる物件について、移転に係る補償を行う。</p> <p style="margin-left:20px;">イ 経費 補償費 [11,400千円]</p> <p style="margin-left:20px;">ウ 財源 町債 [11,400千円]</p> <p>(2) 防災行政無線システム維持管理事業 [1,749千円]</p> <p style="margin-left:20px;">ア 事業説明 既存防災行政無線戸別受信機の新規取付、故障時の交換に対応する</p>						款名称等	補正額	国庫支出金	18,764	県支出金	2,052	繰入金	2,702	町債	9,800	その他	9,995	合計
款名称等	補正額																		
国庫支出金	18,764																		
県支出金	2,052																		
繰入金	2,702																		
町債	9,800																		
その他	9,995																		
合計	43,313																		

ため、戸別受信機を購入する。

イ 経費

備品購入費 [1,749 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,749 千円]

(3) 渇水対策等緊急事業補助金 [320 千円]

ア 事業説明

夏期渇水において農業用水の確保に緊急に必要な対策を行った者に対して、対策経費の一部を支援する。

イ 経費

渇水対策等緊急事業補助金 [320 千円]

ウ 財源

県支出金 [160 千円]

一般財源 [160 千円]

(4) 浦安駅北待合所整備事業 [3,156 千円]

ア 事業説明

待合所新設工事の作業工程及び仕様の変更に伴い工事費を増額するほか、3月の完成にあわせて竣工式の開催、施設の維持管理を行う。

イ 経費

浦安駅北待合所新設工事 [2,708 千円]

竣工式開催費用（設営委託料等） [392 千円]

施設運営費用（清掃委託料・光熱水費等） [56 千円]

ウ 財源

町債 [2,600 千円]

一般財源 [556 千円]

(5) 地域経済変動対策資金利子補給事業 [881 千円]

ア 事業説明

米国関税の影響に伴う経済変動により、売上高の減少等が見込まれる事業者を対象に、運転資金等融資により負担する利子を3年間補助する。融資実行希望月を含む今後3ヶ月の売上高又は販売数量が前年同期の売上高などに比べ5%以上減少する見込みのある者を対象に加えた補助金を新設するほか、既存の利子補給補助金について、実績

見込みにより増額または減額する。

イ 経費

令和7年度米国関税下経済環境対策特別金融支援事業補助金 [162千円]

令和7年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金 [881千円]

令和7年度アメリカ関税緊急対策特別金融支援事業補助金 [△162千円]

ウ 財源

県支出金 [440千円]

一般財源 [441千円]

(6) 赤碕町漁協直売センター土地鑑定評価業務 [178千円]

ア 事業説明

赤碕町漁協の経営悪化に伴う経営資金支援を目的として、町が赤碕町漁協直売センターの土地購入を検討するため土地鑑定評価業務委託料を計上する。

イ 経費

赤碕町漁協直売センター土地鑑定評価業務委託料 [178千円]

ウ 財源

一般財源 [178千円]

(7) 普通財産管理 [2,962千円]

ア 事業説明

旧古布庄小学校の複合火災受信機に動作不良が生じていることから修繕を行う。旧カウベルホールのイベント活用に伴い電気使用量が増加したため、電気代を増額する。

イ 経費

修繕料 [1,962千円]

光熱水費 [1,000千円]

ウ 財源

一般財源 [2,962千円]

(8) 児童手当扶助費 [11,875千円]

ア 事業説明

児童手当について、当初の見込みを上回る支給額が必要となったことから、扶助費を増額する。

イ 経費

児童手当 [11,875 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [9,551 千円]

県支出金 [1,162 千円]

一般財源 [1,162 千円]

(9) 生活保護扶助費 [10,573 千円]

ア 事業説明

医療扶助について、当初見込みより被保護者の入院件数が増加していることから、扶助費を増額する。

イ 経費

医療扶助 [10,573 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [7,929 千円]

一般財源 [2,644 千円]

(10) 町道等改良整備事業 [0 千円] 事業費組替

ア 事業説明

小規模橋梁修繕工事が安価に実施できたことから、三本杉橋橋梁修繕工事を追加し（令和8年度繰越事業）、事業の推進を図る。

イ 経費

小規模橋梁修繕工事 [△12,000 千円]

三本杉橋橋梁修繕工事 [11,000 千円]

橋梁修繕現場技術業務委託料 [1,000 千円]

(11) 東伯総合公園サッカー場改修事業 [0 千円] 事業費組替

ア 事業説明

サッカー場改修工事に伴い、観覧席部分を安全に多用途に利用いただくための改修を行う。（令和8年度繰越事業）

イ 経費

東伯総合公園サッカー場改修工事 [△12,000 千円]

東伯総合公園サッカー場観覧席改修工事設計業務委託料 [1,000 千円]

東伯総合公園サッカー場観覧席改修工事 [11,000 千円]

(12) 国県返納金 [12,164 千円]

ア 事業説明

国県補助金について、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ 経費

返納金 [12,164 千円]

内訳

令和4年度重度訪問介護等利用促進市町村支援事業県補助金返納金 [2,411 千円]

令和5年度重度訪問介護等利用促進市町村支援事業県補助金返納金 [2,576 千円]

令和5年度隣保館施設整備費等県補助金返納金 [5,235 千円]

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金国庫返納金 [1,787 千円]

令和6年度子ども・子育て支援事業費補助金国庫返納金 [101 千円]

令和6年度保育対策総合支援事業費補助金国庫返納金 [54 千円]

ウ 財源

一般財源 [12,164 千円]

3 継続費

(1) 変更

[単位：千円]

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
東伯総合公園改修事業	519,970	令和6年度	162,160	507,970	令和6年度	162,160
		令和7年度	357,810		令和7年度	345,810

4 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
防災減災浸水被害防止対策事業	90,000
町道等改良整備事業	147,195
東伯総合公園改修事業（サッカー場観覧席）	12,000

5 債務負担行為

(1) 追加

[単位：千円]

事 項	期 間	限度額
令和7年度米国関税下経済環境 対策特別金融支援事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	2,363

(2) 変更

[単位：千円]

事業名		補正前	補正後
令和7年度為替相場急変緊急 対策特別金融支援事業補助金	期間	令和8年度 令和10年度まで	令和8年度 令和10年度まで
	限度額	696	4,225

(3) 廃止

[単位：千円]


事 項	期 間	限度額
令和7年度アメリカ関税緊急対策 特別金融支援事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	696

補足事項

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第134号	議案名	令和7年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第2号)			
目的	税制改正に伴うシステム改修費及び実績見込みに伴う介護給付費等の増額補正等を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	2,312,260		37,742	2,350,002		
	2 主な計上内容					
	【歳入】 [単位：千円]					
	款名称等		補正額	主な補正理由		
	保険料		9,546	収納見込みによる増額(特別徴収保険料) 7,644 収納見込みによる増額(普通徴収保険料) 1,902		
	国庫支出金		7,976	システム改修に伴う国庫負担分 649 介護給付費の増額に伴う国庫負担分 7,327		
	支払基金交付金		9,585	介護給付費の増額に伴う基金交付金 9,585		
	県支出金		6,915	介護給付費の増額に伴う県負担分 6,915		
繰入金		3,720	システム改修等事務費増額に伴う町負担分 593 介護給付費の増額に伴う町負担分 4,438 介護保険料増額に伴う基金繰入金 △1,311			
合 計		37,742				
【歳出】						
(1) 総務費 [1,242千円]						
ア 事業説明						
税制改正に伴うシステム改修費の増額、実績見込みに伴う国保連合会負担金の減額及び介護認定審査に係る鳥取中部ふるさと広域連合負担金の増額を行うもの。						
※システム改修の内容						
税制改正により個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が10万円引き上がり、保険料段階が下がる者が生じる。介護保険料は3年単位(R6～R8)の計画期間で設定することから、保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐため、令和8年度に限り最低保障額の引き上げを遮断するシステム改修を行うもの						
イ 経費						
(ア) 介護保険システム改修委託料 [1,298千円]						
(イ) 国保連合会負担金 [△500千円]						
(ウ) 介護認定審査費 [444千円]						

	<p>ウ 財源</p> <p>(ア) 国庫支出金 [649 千円]</p> <p>(イ) 一般会計繰入金 [593 千円]</p> <p>(2) 保険給付費 [36,000 千円]、地域支援事業費 [500 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>介護給付費等の実績見込みに伴う増額及び組替えを行うもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>(ア) 介護サービス等諸費 [37,100 千円]</p> <p>(イ) 介護予防サービス等諸費 [700 千円]</p> <p>(ウ) 審査支払手数料 [△200 千円]</p> <p>(エ) 特定入所者介護サービス等費 [△1,600 千円]</p> <p>(オ) 介護予防・生活支援サービス事業費 [500 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>(ア) 保険料 [9,546 千円]</p> <p>(イ) 国庫支出金 [7,327 千円]</p> <p>(ウ) 支払基金交付金 [9,585 千円]</p> <p>(エ) 県支出金 [6,915 千円]</p> <p>(オ) 一般会計繰入金 [4,438 千円]</p> <p>(カ) 基金繰入金 [△1,311 千円]</p>
補足事項	

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第135号	議案名	建設工事委託に関する変更協定の締結について 〔令和7年度ゴリン橋架替工事協定〕			
目的	令和7年3月19日の議会において議決され、本契約として成立した、山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替2025年度協定について、工事委託変更協定の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を得るもの					
内容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 協定名 山陰本線浦安・八橋間ゴリン橋架替 2025年度協定</p> <p>(2) 協定内容 既設橋梁撤去工外</p> <p>(3) 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>(4) 協定の相手方 西日本旅客鉄道株式会社 常務執行役員 中国統括本部長 佐伯 祥一</p> <p>(5) 協定金額 一金 96,773,000 円</p> <p>(6) 工事期間 令和7年4月1日から令和7年12月26日まで</p> <p>2 変更契約</p> <p>(1) 変更協定金額 83,507,243 円</p> <p>(2) 減額 13,265,757 円</p> <p>3 主な変更内容</p> <p>(1) 設計数量の修正等 減額 13,265,757 円</p> <p>4 主な変更理由</p> <p>(1) 設計数量の修正等及び実績による減額 本工事の支障となる電気設備の移転範囲が当初計画より小範囲の施工となったこと、その他正測精査により当初協定額の減額を行うもの。</p>					
補足事項						

令和7年12月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	その他
議案番号	議案第136号	議案名	建設工事請負変更契約の締結について〔東伯総合公園サッカー場改修工事〕			
目的	令和7年6月13日の議会において議決され、本契約として成立した、東伯総合公園サッカー場改修工事について、建設工事請負変更契約の締結を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。					
内容	<p>1 当初契約（令和7年6月13日議決）</p> <p>(1) 工事名 東伯総合公園サッカー場改修工事 (2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字田越 (3) 工事完成期限 令和8年1月30日 (4) 請負金額 一金 286,000,000円 (5) 契約の方法 限定公募型指名競争入札 (6) 契約者 ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1840番地1 イ 氏名 東伯総合公園サッカー場改修工事 馬野建設・若松組・美柑組特定建設工事共同企業体</p> <p>2 変更概要</p> <p>サッカー場改修工事において、町長の専決処分すべき事項の範囲内での設計変更に加え、産業廃棄物処分量と経費の見込みが確定したため、当初予算の範囲内で変更契約を行う必要が生じたもの。</p> <p>変更請負金額 302,955,400円 増額 16,955,400円</p> <p>3 主な変更内容及び理由</p> <p>(1) 側溝の一部再利用(80%)→全て新しい側溝に変更のため増額 既存側溝の撤去後には、8割程度を再利用する予定であったが、蓋をすべて外すと、想定以上の劣化や、作業中に更に破損が想定されるため、すべての側溝を新しいものへ更新した。 <u>(町長の専決処分すべき事項の範囲内での設計変更)</u></p>  <p>(2) 残土の処分方法の変更による減額 残土処分について帽子取事業所への搬入としていたが、搬入回数及び搬入量に規制があり、別途仮置き場所が必要となるなど工事進捗に支障があった。 そのため、東伯下水処理場への運搬及び仮置きに変更することで、工期短縮</p>					

	<p>及び事業費の圧縮が可能となることから変更を行った。<u>(町長の専決処分すべき事項の範囲内での設計変更)</u></p> <p>(3) 産業廃棄物処分量の増加による増額 昨年度の工事状況などから、当初から土中の産業廃棄物の処分(109t)を見込んでいたが、どんぐりひろば側の側溝設置に伴う床掘の際など、最終的に想定以上の産業廃棄物が確認され処分量の増となったもの。 現在はサッカー場外に仮置き中。<u>(町長の専決処分すべき事項の上限額を超えたため、議決が必要な設計変更)</u></p>
<p>補足事項</p>	

○琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

平成16年9月1日 条例第54号

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

○議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について（抜粋）

平成20年12月19日 議会告示第1号

2 琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を経た契約に係る当該契約金額の100分の5を超えない範囲での増減、又は工期について当該年度を超えない範囲で変更すること。ただし、その変更金額については、1,000万円を限度とする。(平成21年6月18日琴浦町議会告示第1号)

○琴浦町設計変更に伴う契約変更事務取扱要領（抜粋）

平成30年12月1日 内訓第42号

(契約変更の手続)

第4条 設計変更に伴う契約変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより請負者と協議した後、変更契約の締結を決裁する者(以下「決裁権者」という。)の承認を受けて、その都度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計変更が重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの以外のものであって、次の各号のいずれかに該当するときは、他の変更と一括して変更契約することができる。

(1) 請負代金の増額を伴わない変更

(2) 請負代金の増額を伴う変更で、当該増額が次のいずれか(以下「契約変更保留基準」という。)に該当するもの

ア 請負代金が2,000万円以上の工事であって、変更前の請負代金の2割(2割に相当する金額が1,000万円以上であるときは1,000万円)以下であること

イ 請負代金が2,000万円未満の工事であって、変更前の請負代金の3割(3割に相当する金額が400万円以上であるときは400万円)以下であること

3 前項の規定により契約変更を保留している設計変更がある場合において、当該保留分の増額と今回の増額の累計額が契約変更保留基準を超えることとなるときは、前項の規定は適用しない。